

[論文]

メディアミックス教材の開発による法学教育改革（1）

加藤 雅信・花本 広志・中野邦保・吉永 一 行

名古屋学院大学/獨協大学/桐蔭横浜大学/東北大学

要旨

本論文は、法学の分野での「リーガルエデュテック」の創成に向けて、動画・PPT・教科書からなるメディアミックス教材の開発による法学教育改革につき検討するものである。具体的には、国内外での教育工学（Instructional Design）の深化を反映させたeラーニング・リカレント教育の動向等を踏まえつつ、「動画教材を使った初学者教育」「イージー・ケースの体得から始める法学教育」等のヴィヴィッドな法学教育への転換を提案するものである。執筆者4名は、令和元年の日本私法学会において、このテーマでワークショップを行っており、そこでの報告・実演内容を活字論文のかたちで公表するのが、本論文である。

なお、加藤が60回以上の実験講義を行ったさいには、受講者の9割近くから「とても良く頭に入ってきた」、「普通の講義より遙かにわかりやすく興味が湧き、しっかり受講しようと思わせてくれる」等の感想を得ており、一定の教育効果を期待しうるものと考えている。

キーワード：メディアミックス教材、リーガルエデュテック、動画教材、法学教育改革

An improved teaching model in legal education

—Using a media-mixed teaching materials—

Masanobu KATO, Hiroshi HANAMOTO, Kuniyasu NAKANO, Kazuyuki YOSHINAGA

Nagoya Gakuin University/Dokkyo University/Toin University of Yokohama/Tohoku University

目 次

- 第1章 問題提起
- 第2章 「イージー・ケース」の体得と、
“楽しめる”動画教材を利用した法学教育（以上、加藤雅信）
- 第3章 先行的実践例の紹介とメディアミックス教材との対比（花本広志。以上、本号）
- 第4章 法学教育とメディアミックス教材の活用（中野邦保。以上、57巻2号）
- 第5章 教育工学から見たメディアミックス教材（吉永一行。以上、57巻3号）

第1章 問題提起——ICTを活用した法学教育改革

現在、大学は多様な学生が集まる場として変質しつつあり、教育もそれに対応することが求められている。また、昨今のITの発展とともに各分野で改革が進行中であり、経済では「フィンテック」、教育でも「エデュテック」等の発展がみられるが、法学教育の分野でも、個々人ないし個々の大学の努力によってそれが一部採り入れられてはいるものの、十全の成果を揚げ、浸透しているとまではいいがたく、更なる努力が要請されている状況にある。

そしてまた、ロースクール開設以来、ロースクールの入学希望者が激減しているのみならず、大学学部レベルでの法学教育の人気も陰りを見せており、若干回復傾向はでてきているものの、人気の凋

* この連載原稿は、昨2019年（令和元年）10月の日本私法学会の拡大ワークショップにおいて、われわれ4名が行った報告をもととしたものである。この報告に先立つこと約2年間、加藤は動画教材の開発に従事し、それを利用したメディアミックス教材による実験講義を試みてきた。そこで、この成果を学界の共有財産とすべく、それまで、反転授業・協同学習・ファシリテーション等の手法を使いつつ、学習科学・教育工学の知見を活用した法学分野での授業を早い段階から実践してきた花本広志獨協大学教授、また、大学におけるeラーニングの実践、そして教育工学・インストラクショナル・デザインについて活躍してきた吉永一行東北大学教授という、2人の法学教育改革の第一人者と、近時、学習パラダイムの転換としてのアクティブラーニングを推進している溝上慎一桐蔭学園理事長のもとで同大学法学部での法学教育改革の推進をはかるとともに、加藤の実験講義に何回か参画したこともあった中野邦保桐蔭横浜大学准教授を誘い、学会で共同研究・共同報告を行い、また、メディアミックス講義の実演をワークショップとして行ったものである。

もとより、法学教育改革は、教育にあたる者全体がたちあがってからこそ、実のあるものとなる。学会報告から本稿連載第1回の提出までの半年の間にコロナウィルス禍が一国の問題から世界的なパンデミックへと拡大し、感染者数は世界で1000万人を超える、日本で1万9500人近くとなり、死者は世界で50万人を突破し、日本で1000人近くとなった（本稿校正時・2020〔令和2〕年6月30日現在）。その結果、本年については、感染防止のために、教育を対面講義から遠隔でのオンライン講義に切り替えた大学も多く、本学もその一端を担っている。本稿が企図している教育改革の内容は、このようなオンライン講義の活用にも資するところが大きいはずである。この世界的な危難のなかで、死亡なさった方々はもちろんのこと、災禍に見舞われ方々には取り返しがつかないことではあるが、この災いを少しでも減じるものとして、本稿を世に送りたい。また、この災禍が幕を閉じた後も、本稿が世に送る内容が少しでも社会に益することができ、その望外の功労を噛みしめることができればと願っている。

落は著しい。「法と教育学会」等、さまざまな努力がなされているが、さらに、法学の「中核部分」を、なんらかのかたちで法を学ぶ者に浸透させつつ、「無味乾燥」で「難しい」等々の法学教育のイメージを払拭しうるような、さらなる「法学教育改革」が必要であると考える。

多くの場合、法学の外にいる者には“法的思考の柔軟性”はイメージしにくく、ともすれば法律家は六法を暗記している等々、「硬直した法学教育」のイメージをもたれやすい。そこで、この問題を払拭すべく、「ヴィヴィッドな法学教育」へのイメージ転換を試みるために、「イージー・ケース」を多用しつつ、複合教材としての3種の“メディアミックス教材”的な開発、そしてそのうちに「視聴覚教材」としての「動画教材」を含ましめることを試みた。以下で、その問題意識と教材の具体的な内容を述べることとしたい。

第2章 「イージー・ケース」の体得と、“楽しめる”動画教材を利用した法学教育

第1節 序説

1 はじめに—能動的学習方法への対応

アメリカにおいて、大学の大衆化と大学教員の役割分化にともない、アクティブ・ラーニングの必要性が説かれたように、わが国においても、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法」が求められている（中央教育審議会答申「第4期中期目標期間における国立大学法人の教育・研究に関する客観的指標等の在り方について（論点整理）」平成24年）。

そして、教育の現場でも、国立大学法人と私立大学校等（私立大学等改革総合支援事業）において、アクティブ・ラーニングの取組・実施状況が、評価・支援の指標として掲げられている状況にある。また、教育の質保証・情報公表の観点から、昨年度から試験的に実施された学生調査においても、アンケート項目として、アクティブ・ラーニング的な要素を組み込んだ授業が実施されていたかを問うものが複数掲げられており、各大学の法学部が組織として対応することが急務となっている。

2 大学共通教材の開発の必要性

民法のそれぞれの分野——総則・物権・担保物権・債権総論・契約・不法行為その他の法定債権・親族・相続——のたとい1分野でも、今回提案するような教材をその分野全体を通して開発するには厖大な時間を必要とする。しかし、それぞれの教員が「重要」と考える部分、あるいは得意分野についての教材開発に自らの労力を集中できれば、と考えている教員は相当数存在するのではないかと考えられる。

なお、法学の分野でも、新手法を使った教材開発ないし新教育方法は、これまでにもいくつか行われてきた。この点については、第3章の花本論稿が詳細に紹介する予定なので、そちらに譲るが、ここ

で一言しておくと、このようなもののうちの一部は公開されているが、それらには『○○教授の講義（ないし授業）映像記録』という性格を帯びているものが多かった。そのため、他の教育担当者の「参考例」とはなりえたが、他の教員が自分の授業でそれを用いることは「利用する教員の怠慢」のそしりを受けやすく、「法学界共通教材」とはなりにくい嫌いがあった。そのため、結果として、制作者を私淑する学生の「自習用教材」とはなっても、講義の場で用いられる「大学共通教材」とは必ずしもなっていない。

同じことは、公開されている有名司法試験予備校講師の『授業映像記録』についてさえもいえることであり、学生の「自習用教材」とはなっても、多くの予備校では全体で利用可能な「共通教材」とはなっていない¹⁾。

なお、これらの新教育方法の実例については、「先行的実践例」として第3章の花本論稿で紹介するので、ご参照いただければ幸いである。

要するに、アメリカでは、ムーク（MOOC, JMOOC）、エデックス（edx）等を利用し、特定分野については多くの授業動画が存在しているもの、こと日本の法学分野においては、「大学共通教材」のコンテンツ不在の状態である。

そこで、今回の教材開発は、この弊を脱し、「視聴覚教材」をも含む「大学共通教材」の開発をめざすものである。

これまでの公開教材が「担当者の授業公開」のきらいがあった状況をふまえ、今回作成した動画教材では、多くの大学の教員が利用しやすいよう、内容はもちろんのこと、説明スライドにおいても汎用性をもたせ、——たとえば、学生に語りかけるのも当初の段階では「ユスティニアヌス法学部教授」（＊）とし、確認テストも「知恵の女神ミネルバ」の出題として——他の教員が使うことに抵抗感をなくす実験授業を加藤は開始した。

また、eラーニング教材としても活用可能とし、大学で単位認定科目として利用したり、あるいは大学に籍を置かない者その他の、「自学自習用教材」として利用することも可能なように構成した。

* 実は、この教材作成の当初の段階では、これは「AINSHUTAIN法医学部教授」とされていた。この教材作成にさいしては著作権の問題について神経質なほど注意を払っていたが、氏名権・肖像権・パブリシティ権にまでは当初は注意が及んでいなかったところ、AINSHUTAINについては、2015年にヘブライ大学が設立した「アルバート・AINSHUTAIN財団」や「ベルリンAINSHUTAIN財団」が存在しており、前者は、AINSHUTAIN肖像権や氏名権を主張していることが判明した（もちろん、私個人に対してこの肖像権や氏名権の主張が実際になされたわけではない）。

この種の主張については、法的問題を吟味する必要があると考えたが——①死後60年たってから設立された財団が、故人の肖像権や氏名権を主張しうるのかという問題、②肖像権や氏名権が及ぶ法域の範囲等——、さきざきトラブルに巻き込まれる可能性が生じるのは面倒なので、途中から「ユスティニアヌス法学部教授」に差し替えることにした。大時代的な名称となってしまった点については、お許しを乞う次第である（付言するに、人格権の譲渡可能性の有無は、私がかつて執筆した論文のテーマでもあって専門ではあるものの、さきの「アルバート・AINSHUTAIN財団」がAINSHUTAINの氏名権・肖像権を取得したとする“事実関係”が私

1) なお、最近では、オンラインの司法試験予備校も登場しており、状況は変わりつつある。

には不明なために、慎重を期したものである〔加藤雅信「人格権と著作者人格権——損害賠償・差止め・処分可能性を中心に」法律時報87巻3号（平成27年）88頁以下、より詳細には、「同」国際著作法研究 2014年度 59頁以下参照〕)。

3 判例（ハード・ケース）による教育以前に、イージー・ケースによる教育を！

法学教育において、実践的な「法の解釈」を体得させるために、法の原理・原則を踏まえつつ条文を駆使できるようになることが必要である。このような観点から法学を修得するためには、リーガル・テクニックをマスターすることも必須である。この点を念頭において、従来の法学教育では、教科書・体系書を用いつつ「法理論」を修得するとともに、「判例」を用いた事案教育がなされることが多かった。

末弘巖太郎を中心に大正10（1921）年に民法判例研究会が設立され、「生きた法」を知るための判例研究宣言がなされて以来、判例研究と判例教育とが法学界の1つの大きな柱であったことは疑いを容れないところである。私自身も判例研究と判例教育の重要性を疑うものではなく、長年これらを行ってきた。ただ近年、判例教育以前に行うべき教育があるのではないか、との疑問を抱くにいたった。

判例は、当然のことながら法的紛争をめぐる裁判所の判断である。法的紛争が発生するということは、その紛争の双方当事者が異なった見地から異なった見解を抱いているということが前提である。事実認定ないし事実をめぐる解釈についても争いがあることも多いが、紛争当事者の双方当事者の法的解釈も一致しないからこそ法的紛争となることが多いのであって、双方当事者の法的見解が一致していれば、裁判官が「法解釈」を示して判例を形成する必要がそもそも発生しない。このような観点からは、判例は常に「ハード・ケース」をめぐって形成される。条文をみて、10人が10人一致する法的見解については「判例」が形成される余地はない。

しかしながら、条文をみて、10人が10人一致する法的見解も多々存在しているのであって、それらを体得した者がはじめて「ハード・ケース」をめぐる「法解釈」に立ち向かうことができるのである。いうまでもないことであるが、「法解釈学」の出発点は条文である。法律の初学者教育は、この搖るぎがない法解釈——10人が10人一致する法的見解——を体得することから始めるべきなのではあるまいか。はじめて法を学ぶ者がいろいろな法制度を理解していくためには、典型的な「イージー・ケース」をいくつも積み重ねながら法制度を説明し、そこにおいて条文やそれぞれの文言が果たす役割を理解すべきなのである。

もちろん、「10人が10人一致する法的見解」を覆すような新規の学説の出現はありうるし、研究者たる者それをめざすべきであり、私自身も——その成果はともかくとして、研究者として主觀的には——それをめざしてきた。ただ、法学のイロハを学び始めたばかりで「10人が10人一致する法的見解」が何かを知らない者に、そのような“コペルニクス的転回”を説けば、文字どおり“目を回す”だけに終わるであろう。一部に“一を聞けば、十を知る”タイプの人間がいて、そのような者にはいきなり「ハード・ケース」から教育を始めても背後に存在する「イージー・ケース」までただちに理

解するかもしれないが、そのような者に焦点を合わせた教育を開拓すれば、平均的な学生は置いてきぼりを食らうだけなのである。

法学を離れた教育の一般論からいっても、かつて17世紀に、現在のチェコ共和国にあたる地域出身者にコメニウスという教育者がいたが、その教育論の紹介しつつ、教育は「鋳型はめ」と「鋳型壊し」の連続体・総合体であるとの趣旨を述べた教育論をかつて20代に読んだことがある（堀内守『教育者 新しい人間像の発見』〔日本放送出版協会、昭和46年〕〔NHKブックス〕219頁等）。これは至言であって、教育は「鋳型はめ」だけに終わってはいけないという教育の連続体・総合体的な在り方と、そもそも教育は「鋳型はめ」から始まる、ということとが混同されてはならないのである。

抽象的な説明では、意が伝わりにくいきらいがあるので、今回の私法学会の拡大ワークショップで例示的にとりあげる「錯誤」の初学者教育を例にとりつつ、説明することにしよう。この動画講義においては、錯誤制度の説明に8つの「イージー・ケース」を示しながら説明し、錯誤の条文にそくして、その要件効果、相手方からの反論と表意者の再反論——表題では、「抗弁」・「再抗弁」の用語を意図的に避けている——を具体的に説明することにした。その内容は、例示的に表にして下に示した。

錯誤基本	「イージー・ケース」と「イージー・ストーリー」
I はじめに	
1 錯誤：講義目次	
2 錯誤学習における「獲得目標」	
3 錯誤法の全体像.....	樹木と木こりと
II 錯誤の要件・効果	
4 95条1項1号の適用	値段を書き間違えると
【国内版】	
5 具体的事案で考える錯誤法.....	豊田商事事件？
6 具体的事案への95条1項1号と2号のあてはめ	統・豊田商事事件？
【国際版】	
5 歴史的事件で考える錯誤法.....	三国同盟
6 具体的事案への95条1項1号と2号のあてはめ	統・三国同盟
7 95条1項2号の適用	血統馬の妊娠？
8 「重要な事項」についての錯誤	学生相手か、教授相手か
9 錯誤の三分類から二類型論へ.....	東京都府中市と広島県府中市
III 反論と再反論	
10 相手方の反論—表意者の「重過失」.....	服のサイズを間違えると
11 表意者の再反論—相手方の悪意・重過失と、共通錯誤	模写と真作
IV 第三者保護	
12 錯誤における第三者保護	ダイヤとジルコニア
V 錯誤トライアル	
13 理解度確認テスト	知恵の女神・ミネルヴァに聞こう
14 説明問題テスト	ユスティニアヌス教授に答えよう

このような方法によって、錯誤の学習が終わる頃には、錯誤という制度がどのような事案に適用されるのかの基本的なイメージを学習者はつかめるのではないかと考えている（なお、以下の表には、8つの「イージー・ケース」に加えて3つの「イージー・ストーリー」が加えられている。また、「国内版」・「国際版」があるのは、英語への翻訳申込みがあったため、それぞれの読者にわかりやすいであろう設例を設定したため、2通りの版が生じたためである）。

第2節 メディアミックス教材の特徴

1 メディアミックス教材の開発

以上の3点の問題意識のもとに記の3種の“メディアミックス教材”を複合教材として開発することとした。

①動画教材	『動画 ビジュアル民法 I 民法総則』
②PPT印刷教材	『図解 ビジュアル民法 I 民法総則』
③教科書	『民法 I 総則』（仮題）
④紛争事例教材	『紛争事案解決演習』（仮題）

* ④の教材は、民事紛争事例の解決案の提示できなければ、民法を学んだとはいえないことから、民法全体の①②③の教材をすべて作り終えた後に作成できればと考えている。

2 各種教材の特徴

3種の教材は、それぞれ次のような目的のもと、以下のような内容・構成となっている。

(1) 動画教材

- ・全体像

まず、初学者を念頭に、動画教材においては、「法律は堅苦しい」、「法律学は難しい」というイメージを払拭できるような楽しめる教材開発に努めた。活字離れが著しい、近時の活字を読むのが苦手な学生も「動画教材を見る・聞く」のは苦痛にならないと考えられるからである。

①本編——講義用だが、事例を多用している。
②確認テスト（穴埋めによる知識確認問題）
③用語説明問題

・本編のモジュール化

上記のeラーニング教材としての活用と学生の理解のしやすさを考えて、「本編」では、必要に応じて冒頭に法制度の全体像を示し、そのうえで法制度の分解的な説明をするようにした。

たとえば、「錯誤」についての教材は、10のモジュール（*）に分解されている（この10のモジュールにそくして、ここに述べる3種の教材が開発されている）。

* 10のモジュールというのは、学部学生用の「講義教材」についての話であり、「理解度確認テスト」、「ロースクール学生用教材」、章や節の「表題のスライド」は含んでいない。

・個々の動画の内容

モジュール化された結果、この動画教材は、「平均数分ごとの動画」の連続体となっている。さらに、その個々の動画は、平均10～15の「クリックアニメーション」に分割されている。そのそれぞれのパートを示すたびに、(i)その時点で何を勉強しているのかを学生に意識させる。これによって、(ii)学生がよりよく理解できるとともに、(iii)数分間のイラスト全体を学生が飽きずに見続けられるように工夫されている。

・汎用性の追求

また、これまでの公開教材が「担当者の授業公開」のきらいがあった状況をふまえ、前述したように、今回作成した動画教材では、多くの大学の教員が利用しやすいよう、内容・形式等も汎用性をもたせ、他の教員が使うことに抵抗感をなくした。

・「eラーニング教材」と「自学自習用教材」

また、eラーニング教材としても活用可能とし、大学で単位認定科目として利用したり、あるいは大学に籍をおかない者その他が、「自学自習用教材」として利用することも可能なように構成した。

・「確認テスト」

法律用語を正確に思い起こすことができないようだと、法的議論のスタートラインに立つことさえできない。このスタートラインに立ったかどうかを確認するために、「確認テスト」が用意されている。

この「確認テスト」については、自動採点あるいは自己採点ができるように考えている。テストのシステムとしては、Learning Management Systemの小テスト機能を利用するもの、ビデオ講義編集ソフトの機能を使ってビデオにテストを埋め込むもの、web上のクラウド型アプリケーションによるものなどがある。私法学会では、前二者について花本がこの確認テストの実演を行ったが、本稿では紙幅の関係から省略する。

・「法制度説明問題」

もう一步進んだ段階が、「法制度説明問題」である。ここでは、「法制度理解」がじゅうぶんなレベ

ルに達しているか否かが問われている。これは、友人たちとの討論、ひいては「チャット」を利用したオープンな討論によって、学び合いの機会（Learning in Teaching）を提供し、自分の理解度を検証するシステムにしたいと考えている。

（2）PPT印刷教材と、教科書

「PPT印刷教材」と「教科書」の使用は、使用順序が交錯するので、ここであわせ述べることとする。

動画教材、その他パワーポイントを用いた説明に共通する弱点は、見ている時点では「分かった」気になるが、その理解が永続しない「理解の瞬時性」にある。実験授業でこの問題が浮上したため、学生にノートをとってもらうようにした。しかしながら、一般的の講義ではノートをかなり上手にとる学生たちから、「動画により授業だと、ノートをとりにくい」との苦情が寄せられた。そこで、「静止画面教材+白紙ノート」をセットにしたものを作成して配布したうえで動画を使った講義をすると、その「静止画面教材」にA、B、C等の記号を付して、「白紙ノート」に解説を書き込むことが可能となり、「分かりやすい」、「復習しやすい」との評価を得た。さらに熱心な学生には、活字の「教科書」をも参照しつつ、「サブノート」を作成した者もいた。この「静止画面教材+書き込みサブノート」方式は、学生の学力を飛躍的に向上させる。これを達成するためには、「動画による講義」にさきだて「静止画面教材+白紙ノート」をセットにした「PPT印刷教材」を配布しておき、講義時点なし講義後に「教科書的な内容の印刷教材」を配布することが効果的である。

もっとも理想的な学習順としては、メディアミックス教材の利用者が、「①（講義に先立っての）PPT印刷教材による、全体的な法制度のイメージ把握⇒②（講義時点での）動画教材による視聴覚的な理解⇒③（講義後の）活字の教科書による復習⇒④PPT印刷教材を利用したサブノート作成」と順序だてて教材を利用する事が望まれる。ただ、そこまでの努力をする学生は、現実にはほとんどいない。いても、なかなか継続しない。ただ、将来に司法試験の受験等をめざして、これから法律の勉強にとりかかろうとする学生等には、この方法を勧めたい。

この場合、②の「動画教材」で一つの動画を見た後、直後に、「活字の教科書」の対応部分を読了することが望ましい。この「活字の教科書」は文字でしっかりと理解するための伝統的基本書である必要があるが、私が実験授業で配布した印刷物の叙述内容は「動画教材」に対応するように執筆されている。「動画教材」による視聴覚的理解に「活字の教科書」による読解的理解が重なることによって、これらの教材利用者は、より深く法制度を理解するとともに、記憶の定着をはかることができる。動画教材によって「視聴覚的な印象的理解」をした後、「活字による読解的理解」をした学生は、理解の定着度が高いというのが、加藤が実験授業の経験から得た結果である。

なお、用意した教科書は、必ずしも単なる初学者用教材にはとどまらず、一般的な教科書として、知識の定着をはかるのはもとより、動画において省略した説明（問題背景、学説・判例の変遷等）を詳細に補うとともに、より深く、多角的に民法を学べるように執筆している。

最後に「④再度のPPT印刷教材」についてであるが、これは、授業直後の復習を超えて利用することができる。学習者は、大学の講義等で民法を一通り勉強した後、最後に、単位取得のための試験勉強をすると思われる。そのさい、「動画教材」も「活字の教科書」も利用するであろうが、それら

にもとづく一通りの勉強が済んだ後、記憶喚起用には、この「PPT印刷教材」が有用と思われる。この「PPT印刷教材」は、いったん理解した後の「瞬時に記憶を喚起させる復習用教材」としても有用であると考えている。

第3節 メディアミックス教材の利用方法

本メディアミックス教材の用い方としては、以下に述べる多様な使用方法が考えられる。

1 全面利用型

(1) 予習が期待できる場合——講義の準備用「学生の予習・復習用教材」

- ① 学生に基本書とともに動画教材を独習させ、かつ、理解度確認テストをあらかじめ受けさせる。
- ② 教員は、学生の理解度が低かった部分を中心に説明する。
- ③ 「友人達との議論をしよう」と動画教材でされているところについて、教室で議論する。
- ④ 事例を学生に与えて、どのように解くのか、学生同士で議論させる。
- ⑤ 授業の終りに、学生に当日の授業の「振り返り（Reflection）」をさせる。
- ⑥ 授業の終りまたは授業中に、教員が復習用の判例を指示し、学習させる。

• ロースクールでの利用

ロースクールの場合は、上記の①～③を当然の前提としたうえで、第2段階として作成を予定している④の事例研究と、⑥の判例研究を中心とする。

(2) 予習が期待できない場合——大学の講義での「全面利用型」

- ① 講義で、最初にこの動画を見せる。
- ② 最初に、動画のそれぞれのスライドの表題の意味を説明し、「これから数分間で何を学ぶか」、「どこまでを理解すべきか」を学生に意識させる。
- ③ さらに、前述した各イラストの平均10～15に分割された「クリックアニメーション」のそれぞれのパーツを示すことに、(i) その時点で何を勉強しているのかを学生に意識させる。
- ④ 各イラストのそれぞれのパーツに、担当教員が教科書等を用いながら補足的な説明や批判を加えていくとともに、板書等を併用しながら、担当教員の独自の説明を行っていく。

2 部分利用型——大学講義での「ブレンド利用」

前述したように、動画教材は、それぞれの法制度ごとに教材モジュール化されているので、この教材を“つまみ食い”的に利用することが可能である。たとえば、大事な部分のみ動画をみてくるように指示したり、授業で説明を省略する部分の動画をみてくるように指示することが考えられるし、そ

それぞれの教員が「重要」と考える部分、あるいは得意分野は自ら講義し、残余をこの動画教材に委ねるという方法をとることも考えられる。

部分利用のさいにもっとも有効な利用方法は、【ミュート型利用】ではないかと思われる。すなわち、講義に先だって、担当教員は、動画の内容と教員の自説との照合状況を考えておき、上記の①～④を音声を出さない状況にして講義室のスクリーンに映し、適宜、映像を停止させながら、必要な部分ごとに担当教員が自分の考え方を教室で説明していく方式である。

3 個人利用型

本教材は、さきに述べたeラーニング教材として大学の単位認定科目として利用可能であるだけではなく、「学生の予習用教材」あるいは民法を独学する者の自学自習用の教材として利用することもできる。

この場合には、①動画教材、②PPT印刷教材、③教科書の3種のメディアミックス教材を以下の順で繰り返し利用することが望ましい。

- (i) まず、動画による「視聴覚型講義」を受ける。
- (ii) その後の復習として、教科書とPPT印刷教材で、理解の定着をはかる。予習用あるいは自学自習の場合には、教科書を一二分に活用することが必要である。
- (iii) 次いで、動画教材に組み込まれている「理解度確認・専門用語テスト」の自動採点システムで、自己評価をおこなう。
- (iv) その後に、記述問題についての個人解答かグループ解答をチャットに投稿し、相互に批評する。
(なお、動画群の最初に「ユスティニアヌス教授」の質問が置かれている場合にあっては、(i)に先だって「動画教材の『問い合わせ』に簡単なメモを作成する」、また、「問題によっては友人と議論をする」ことが予定されている)。

以上のように、この企画は、3種の教材を有機的に結びつけることによって、これまで以上に、楽しく・効率的に・より深く民法が理解できるように工夫した教材を提供しようとするものである。

第4節 従来型の教育方法との比較

1 教員にとって負担軽減

このメディアミックス教材の利用方法によって一様ではないものの、問題意識で述べたように、動画コンテンツを含めた各種教材を作成することは膨大な労力を要するところ、これを回避し、アクティブラーニング型の授業として活用することができるようとなる。その結果、担当教員は、講義のた

めの教材開発を、自分自身が独自に講義・教育したい部分に集中させることができ、一般的な教材開発の負担から解放される。

2 講義・学習時間の短縮——教員・学生の双方へのメリット

加藤は、これまで50年近く法学教育に携わってきたが、この教材開発によって、学生に対して「図解」しつつ説明することにより、講義説明だけに集中した日には、これまでの3コマ分を1コマで説明できるようになった。「動画教材」による講義は、単に分かりやすいだけでなく、内容が凝縮されているので、利用者の講義時間・学習時間の短縮にも資することになる。その結果、従来は講義ないし説明時間に充てられていた“時間資源”を能動型学習にあてることが可能となる。

3 学生にとってのわかりやすさ

加藤が、送付したモデル教材およびそれと同種の動画教材を用いて、勤務校の名古屋学院大学において1・2・3・4年の各学年を対象として、それぞれ十数回ずつ、総計60回以上の実験授業を「民法総則」の分野で試み、それぞれ講義の後に授業評価とはまったくかかわらないかたちでアンケート調査を実施したところ、受講者の9割近くが「分かりやすかった」、「とても良く頭に入ってきた」、「普通の講義より遙かにわかりやすく興味が湧き、しっかり受講しようと思わせてくれる」等の感想を述べる状況となった。なかには、「このような教材が発売されれば、高校生にも法律を自習しようと考える人たちも出てくるかもしれません」との感想を述べた学生も存在した。このアンケート結果については第4章の中野論稿に譲るが、学生の好反応の原因は、動画教材の90パーセント以上の部分が初学者を念頭において作成され、かつ、前述したモジュール化が行われ、段階的に教えているためであろうと考えている。

なお、従来は1回限りの説明で終えていた講義の内容が動画形式で保存されていることによって、学生は繰り返し何度も理解できるまで自分のペースで学ぶことができるることも重要である。

4 動画教材の「レベル」の明示

この教材を利用する学生には、完全な初学者と、少し民法を学習済みの者が入り交じることは避けられないで、そこで、完全な初学者用の動画にはマークを付すことなく、一定の学習をした者用の動画には「☆マーク」を付することにした。このマークは、動画教材・PPT印刷教材の双方に付されている。学生の理解能力を勘案しながら、最初は「ノー・マーク動画」に焦点を合わせて、お使いいただけることを願っている。少し学習済みの学生は、「ノー・マーク動画」と「☆マーク動画」とを連続的にみれば、その法制度全体を理解できるように、この教材は組み立てられている。

* なお、教材のごく一部に限定されるものの、読者として、高度なレベルの者、司法試験を受験するレベルの利

メディアミックス教材の開発による法学教育改革（1）

用者のみを想定した「☆☆☆マーク」を付した動画教材・PPT印刷教材も一部ながら存在している。この部分については、「法曹志望者専科」（次頁のイラストは、『訴訟』に携わろうという人のためのものである。初学者の方は、飛ばしてくださいよう、お願ひいたします）等の断り書きを入れ、差別化をはかっている。

この部分は、「法曹志望者専科」等と銘打っているとおり、実は、予備試験によって司法試験を受験するような優秀な学部4年生レベルに理解して欲しいと考えて、アドヴァンスト・レベルの内容をこの「動画教材」に入れたものであることをお断りしておきたい。完全な初学者は、混乱を避けるために、この「☆☆☆マーク動画」の学習は避けただくことを、強く希望している。

なお、この「動画教材」はロースクール教育をとくに念頭において作成されたものというわけではない。そのため、「判例の全面教育」等はこの「動画教材」には含まれていない。

利用方法の説明等、やや詳細になったきらいもあるが、この「メディアミックス教材」の開発が、「日本の法学教育の向上」に資することを、また、わが国での「法の普及」にも資することを願ってやまない。

第3章 先行的実践例の紹介とメディアミックス教材との対比

第1節 はじめに

本章では、先行的実践例として、インターネット上で広く公開されている法学の動画教材のうち代表的なものいくつかについて、本メディアミックス教材と若干の対比を行いつつ紹介する。また、資格試験予備校のビデオ教材やオンラインテストシステムについても触れる。なお、学内や登録者限定のクローズドな実践例で参考に値する優れたものあると思われるが、その内容を知りえないことから、今回は紹介の対象としていない。

第2節 ビデオ講義

1 加賀山茂教授の実践（民法）

最初に、加賀山茂教授の実践を紹介する。言うまでもなく、加賀山教授は、ICTを活用した法学教育のパイオニアであり²⁾、早くからホームページも開設されて（2002年～）、ご自身の論文や資料、教材の配布等を行っている。2013年には、動画と書籍のメディアミックス教材として、『DVD講義 ビジュアル民法講義シリーズ1 民法入門・担保法革命』（信山社）も出版されている。アクティブ・ラーニングが喧伝されるようになったのは、中教審のいわゆる「質的転換答申」（2012年）³⁾前後ころ

2) 加賀山茂『法律家のためのコンピュータ利用法—論理プログラミング入門』（有斐閣、1990）、同『法情報学』（有斐閣、1999）など。

3) 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」

からだと思われるが、加賀山教授は、かなり早い時期から、授業の動画化を含むアクティブ・ラーニング型授業に取り組まれていたと言える。

また、同教授の「仮想法科大学院」というタイトルのホームページ⁴⁾では、多数のビデオ教材がアップロードされている（ただし、サイトの移転に伴って整理をされたようであり、現在では、以前には視聴できたビデオ教材の多くが削除されている）。

加賀山教授は、反転授業も試みられており、ホームページで公開しているビデオ教材も、多くは反転授業用の事前学習教材として開発されている。ただし、後述の中川孝博教授の実践に見られるような、web上の確認テストなどは実装されていない。

また、前述の『DVD講義 ビジュアル民法講義シリーズ1 民法入門・担保法革命』は、生の講義を収録したものであったが、加賀山教授のホームページに掲載されているビデオ講義は、ロゴスウェア（株）のSTORM Maker[®]というソフトウェアを利用して、パワーポイントスライドと合成音声による解説からなるビデオ講義となっている。

加賀山教授の実践と本メディアミックス教材とを対比してみると、本メディアミックス教材は汎用性を目指して独自色を極力排そうとしており、初学者を対象として意識して、イージーケースを中心になるべく平易な解説を心掛けているのに対して、加賀山教授のビデオ講義は、それはもちろん教材としての方向性の違いからであるが、（法学基礎論や民法入門的なものは別として）、独自色が強く、ご本人以外は使用しにくいのではないかと思われる。また、内容的にも、初学者にはやや高度であるように思われる。

2 中川孝博教授の実践（刑事法）

中川孝博教授は刑事訴訟法の研究者であるが、法学教員の中では、もっとも早くからアクティブ・ラーニング型授業に取り組まれてきたうちの一人と思われる。同教授の著書『法学部は甦る（上）』（現代人文社、2014年）は、アクティブ・ラーニング型授業の背景理論と中川教授の授業実践の記録であるが、その内容は2012年度の授業に基づいているので、少なくとも、アクティブ・ラーニング隆盛のきっかけとなった、前述の「質的転換答申」のころから、アクティブ・ラーニング型授業を始められていたということになる。

また、2017年ころから、反転授業への移行を開始されたようであり、現在では、同教授のホームページ「音楽と刑事法の研究所」⁵⁾に本務校である國學院大學法學部の担当授業「刑事法入門」及び「刑事訴訟法の基本」の反転授業用のビデオ講義をアップロードされている。また、アクティブ・ラーニング化された授業の様子も同ホームページやYouTubeにアップロードされており、法学教育のアクティブ・ラーニング化の実践例として大変参考になる。

4) （旧サイト）<http://lawschool.jp/kagayama/> 2020年5月26日閲覧

（新サイト）<http://cyberlawschool.jp/kagayama/index.html> 2020年5月26日閲覧

5) （新サイト）<https://www.nakagawatakahiro.com/> 2020年5月26日閲覧

（旧サイト）<http://www5f.biglobe.ne.jp/~nakagawa1015/0001main.htm> 2020年5月26日閲覧

中川教授のホームページにアップロードされているビデオ講義のうち、「刑事訴訟法の基本」は、中川教授自身の教科書『刑事訴訟法の基本』（現代人文社, 2018年）に完全に準拠しており、その点で、一種のメディアミックス教材となっている。web上の確認テストも実装されており⁶⁾、授業で使用する授業内容確認のためのワークシート（「これだけは！シート」）もアップロードされている。

中川教授のビデオ講義を実際に視聴すれば分かるように、「刑事訴訟法の基本」のビデオ講義は、教科書である『刑事訴訟法の基本』のページ10数行分を大写しにして、そこにラインマーカーなどで書き込みをしながら音声で解説を加えていく様子をビデオにしたものであり、図やイラスト、アニメーションなどを多用した「ビジュアル」なものではない。もっとも、刑事法、刑事訴訟法の考え方を理解するうえで鍵となるような重要な事項に講義内容を絞り込み、くだけた口調の親しみやすい語り口で分かり易く解説するものとなっている。

このような講義スタイルは、「初学者に教科書の読み方から手ほどきして、自力で読みこなせるようにする」という、このビデオ講義を含む授業全体のコンセプトからだと思われる。

3 gaccoでの実践例

・水野紀子教授の実践例

水野紀子教授は、日本版Mooc（Massive open online course 大規模公開オンライン講座）の一つであるgacco⁷⁾のオンライン授業として、東北大学が提供しているシリーズの中で、「家族と民法」を担当されている。2019年1月に4週1シリーズで開講されたものであるが、残念ながらすでに配信を終了している⁸⁾。現在も、デモビデオを視聴することは可能であるが、ビデオ講義の内容や工夫について詳細は不明である⁹⁾。

gaccoのオンラインコースでは一般に、web上で理解度確認クイズが実施されるのだが、その得点が一定以上であり、最終レポートを提出すると修了証が発行される。なお、オンライン授業の視聴は無料であるが、有料の対面授業と組み合わせた講座もある。もっとも、水野教授の講座はオンライン授業のみのようである。

・松本克己教授の実践例

gaccoでは、これもすでに終了しているが、2018年3月に、立命館大学が「法心理・司法臨床：法学と心理学の学融」を提供していた¹⁰⁾。その中で、松本克美教授（民法）が「時効と法心理」と題するビデオ講義を担当されている。こちらも現在では、デモビデオを視聴することは可能であるが、ビデオ講義の内容や工夫について詳細は不明である

6) クラウド型のアプリケーションであるQuizGenerator[®] (<https://quizgenerator.net/>) を利用されている。

7) <https://gacco.org/index.html>

8) 2019年10月23日から第2回シリーズ（内容は第1回シリーズと同じ）が開講されたが筆者未見である。

9) https://lms.gacco.org/courses/course-v1:gacco+ga134+2019_10/about 2020年5月26日閲覧。

10) https://lms.gacco.org/courses/course-v1:gacco+ga100+2018_03/about 2020年5月26日閲覧。

4 資格試験予備校等

最後に、法学系のビデオ講義は、資格試験予備校等でも利用されているので、もはやそういう時代だということで、それらについても簡単に言及しておきたい。

YouTubeで「民法」をキーワードとして検索するだけで、非常に多数の動画が見つかる。それらは、完成度も内容もピンからキリまでである。視覚的な工夫としては、漫画的なアニメーションを使ったものもあるが、パワーポイント等のプレゼンテーションソフト、黒板、ホワイトボード、手書きのフリップなど、それなりに分かり易い視覚的な手段を用いてはいる。しかし、生の講義をそのまま収録したものが多い印象である。また、授業のオンライン配信は、大手の司法試験予備校でもすでに行われており、オンライン授業を売りにする新興の司法試験予備校もすでに登場している。中には、生の講義をビデオ化しただけでなく、確認クイズなどと組み合わせたメディアミックス型のものもある。

第3節 オンラインテストシステム

動画教材という点からは外れるが、ここで、名古屋大学の「学ぶ君」システム¹¹⁾について紹介しておきたい。

「学ぶ君」は、名古屋大学提供のweb上のオンライン短答式試験システムであるが、すでに運用を終了してホームページも閉鎖されており、閲覧もできなくなっている。「学ぶ君」には、旧司法試験及び新司法試験の短答式問題だけでなく、公務員試験の問題も収録されていたほか、問題作成委員会が組織されて、新規の問題が随時追加されてもいた。また、利用者が自作した問題も登録できたので、筆者も、自分の担当授業で授業外に小テストを実施するために利用していた。

短答式の問題で良問を多数作成することは、教員個人では難しいところがあるが、「学ぶ君」では、問題作成委員会作成の問題や利用者の自作問題を共用することが可能であった。昨年度からは共通到達度確認試験も開始されたところであるが、学修到達度を測定し、以降の学修に活用するという意味では¹²⁾、短答式の良問が多数必要である。そうだとすれば、単に法科大学院間で共通の試験を行うというだけではなく、「学ぶ君」システムのように、全国の教員が自作の問題を供出し、これを共用することのできるオンラインテストシステムが望まれるところであろう。

なお、「学ぶ君」と同様のオンラインテストシステムは、その後、TKCの法科大学院向け授業支援システムに実装されており、法科大学院では、現在、これを利用している教員も多いと思われる。もっとも、TKCのシステムは法科大学院限定であり、法学部では利用できないし、また、問題の共用化もできない。

11) 「法科大学院教育における理解度確認システム（学ぶ君システム）の開発——法的知識・法的分析・推論能力の向上を目的として」メディア教育研究第4巻第2号1～6頁<http://www.code.ouj.ac.jp/media/pdf4-2-8/No.8-02tokusyuu01.pdf> 2020年5月26日閲覧。

12) 教育評価論では、この意味での評価のことを「形成的評価」と言い、評価では、「形成的評価」を重視すべきとされている。